

## 平成29年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月28日(金) 午後2時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 2回第3会議室
3. 出席委員 (12人)  
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 谷山 次則 堀 城
6. 宇土市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞令交付について
7. 議 事
  - (1) 議案 第28号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第29号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第30号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告6号 農地の賃貸借等の合意解約の報告について
  - (6) その他

### < 農地利用最適化推進委員辞令交付式 >

唯局長 こんにちは。  
本日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
す。

開催前に2点おねがいがあります。  
まず1点は、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。  
次に2点目として、審議中はなるべく自席にて審議に参加していた

だきますようお願いいたします。止むを得ず席を離れられる場合は、会長もしくは事務局に申し出をお願いいたします。

お願い事項は以上です。

そして、最適化推進委員さんにご報告します。先週の21日に臨時に第7回総会を開催しまして、宇土市農業委員会会長に田代洋一様、副会長に佐美三守様が就任されましたことをご報告します。

本日は平成29年第8回の通常総会ではありますが、総会開催前に農地利用最適化推進委員の辞令書の交付を行います。

その後総会を開催しまして、総会終了後に県農業会議から講師の方をお願いしておりまして、研修会を開催することとしております。長時間になると思いますがよろしく申し上げます。

それでは辞令書の交付を行います。

田代会長から申し上げます。

お名前をお呼びしますので、前のほうにお進みください。

< 田代会長から交付 >

最適化推進委員氏名

|      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 福島 至 | 那須憲雄 | 関 輝明 | 掃本博之 | 西本孝一 |
| 北野義雄 | 本田朝男 | 芥川和博 | 田代和弘 | 鎌賀和夫 |
| 白井博行 | 加悦雅浩 | 山崎義隆 |      |      |

唯局長 以上で、辞令書の交付を終了します。

それではここで、農業委員さんと最適化推進委員さんに集まっていたただくのは、今回が初めてとなりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

<会長・副会長・農業委員・最適化推進委員・事務局の順に自己紹介>

ありがとうございました。

それではこれから、第8回総会を開催しますが、総会での裁決権は農業委員となります。ただし、最適化推進委員さんは、審議事案等に対

してご意見等があれば発言はできます。その場合は、挙手の上議長の承認を得てご発言いただきますようお願いいたします。

それでは総会を開会します。

本日の農業委員さんのご出席は12名中現在11名、過半数に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。

開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 第8回ですけれども、農業委員会総会というのは初めてでございます。最適化推進委員さんも参加するのも、今後どういう形になるかわかりませんが、総会はこのものだとことを知っていただきたいなと思っております。それでは平成29年第8回農業委員会を開会いたします。しばらくの間、総会の議長を務めさせていただきます。スムーズな審議ができますようよろしくお願いいたします。

それでは議事録署名委員は議長の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

田代議長 それではですね、堀委員さんと谷山委員さんをお願いいたします。

それでは只今より議案審議をお願いいたします。

まず、申請書の確認委員2名のうちどちらかの委員さんに申請内容について説明をお願いし、後から事務局より補足説明をお願いし、可否の判断をお願いすることになっております。なお、今月の議案に關しましては、前回から継続している委員さんが確認されている案件は、今まで通り説明していただきますけれども、退任された委員さんのところは事務局で説明をお願いします。なお、申請書の確認委員は今まで2名としておりましたが、今後の申請書には1名に変更しております。各地区の確認委員さんには説明をよろしくお願いいたします。

それでは議案に移ります。

議案第28号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番と2番については同一案件になりますので、一括して説

明をお願いします。確認委員さんは堀委員さんと益田委員さんですので、堀委員さんより説明をお願いします。

堀委員 1番を説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記田，現況田，登記面積1414㎡，耕作面積3762㎡，申請面積1414㎡，貸借形態は所有権有償です。譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小。家族3名。権利の種類は売買となっております。続きまして2番を説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記田，現況田，登記面積1427㎡，耕作面積3762㎡，申請面積1427㎡，貸借形態所有権有償，譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小，家族3名，権利の種類は売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番と2番についてご説明します。申請地までに通作距離は1.5kmであり，農業年数20年，農機具も所有し，農作業従事者3名，主たる作物は野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1・2番について，委員さんのご意見はございませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1・2番については承認をいたします。申請番号3番について，確認委員さんは池田委員さんと堀内委員さんで，どちらもいらっしゃいませんので事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記畑，現況も畑，登記面積が2筆の計で5990㎡，耕作面積が11654㎡です。申請面積が5990㎡，貸借形態は所有権無償，譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族1名，権利の種類は贈与となっております。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありました

らお願いします。

事務局 はい。申請番号3番についてご説明します。申請地までの通作距離は25kmであり、農業年数6年、農機具も所有し、農作業従事者1名、主たる作物はみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、福島委員さんと芥川委員さんですので、こちらもどちらもいらっしゃいませんので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明をいたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記2筆とも田、現況も2筆とも田、登記面積は2筆計の2555㎡、耕作面積20472㎡、申請面積2555㎡、貸借携帯は使用貸借件です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族3名、権利の種類は使用貸借権の設定で、平成29年8月1日から平成39年7月31日までの10年間となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号4番についてご説明します。申請地までの通作距離は2kmで農業年数35年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米、メロンになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はございませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。  
申請番号5番について、確認委員さんは佐美三委員さんと堀委員さん  
ですので、どちらかの委員さんから説明をお願いします。

堀委員 5番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の  
通りです。登記山林，現況樹園地，登記面積2筆合計19611㎡で  
す。耕作面積23880㎡，申請面積19611㎡，貸借形態は使用  
貸借権です。譲受理由その他，譲渡理由移譲年金です。家族4名。使  
用貸借権設定は，期間が平成29年8月1日から平成39年7月31  
日までの10年間です。よろしくをお願いします。

田代議長 堀委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら  
お願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。申請地までの通作距離は40km，  
農業年数23年，農機具も所有し，農作業従事者4名，主たる作物は  
米・みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方  
のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。  
続きまして申請番号6番について、田代委員さんと杉内委員さんです  
が、どちらもいらっしゃいませんので事務局から説明をお願いします。

事務局 譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記田，現況畑，  
登記面積2707㎡，耕作面積7928㎡，申請面積2707㎡，貸  
借形態所有権無償，譲受理由その他，譲渡理由移譲年金となっていま  
す。家族2名，権利の種類は贈与です。以上です。よろしくお願いま  
す。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたら  
お願いします。

事務局 申請番号6番について説明します。申請地までの通作距離は100mで、農業年数50年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は米、大豆になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番について承認いたします。以上です。議案第28号については6件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第29号、農地法第5条による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題といたします。申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんと西山委員さんですので、中山委員さんより説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番をご説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。登記畑、現況畑、登記面積は2筆合計の707㎡、権利の種類は使用貸借権の設定です。転用目的はコミュニティー広場です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 中山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は7ページです。申請人は古保里町の老人クラブであり、今までコミュニティー広場として個人の土地を借りていたが、今年の熊本地震により新しい家を新築されたため、新たな場所を探していたところ、申請地が利便性が良く適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

- 委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。  
申請番号2番について、確認委員さんは山下委員さんと中山委員さん  
ですので、中山委員さんより説明をお願いします。
- 中山委員 2番について説明をいたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議  
案書の通りです。登記畑，現況畑，2筆合計の662㎡です。権利の  
種類は所有権有償，売買です。転用目的は太陽光発電施設です。よろ  
しくお願いします。
- 田代議長 中山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありまし  
たらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は8ページです。申請人  
は古保里町に居住する個人であり，安定収入を得るため太陽光発電を  
設置する場所を探していたところ，申請地が日当たりもよく適してい  
ると考え，今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用  
途地域であるため，第3種農地となります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方  
のご意見はありませんか。
- 委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので，2番については承認をいたします。続  
きまして申請番号3番について，確認委員さんは西山委員さんと山下  
委員さんですが，どちらもいらっしゃいませんので事務局より説明を  
お願いします。
- 事務局 説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書の通りです。  
登記畑，現況畑，登記面積977㎡，内転用面積977㎡，権利の種類  
は所有権有償・売買。転用目的は共同住宅1棟294.47㎡です。  
よろしくお願ひいたします。
- 田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありました

らお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は9ページです。申請人は氷川町に居住する個人であり、申請地は小学校にも近く生活環境に優れていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員さんは杉内委員さんと田代委員さんですが、どちらもいらっしゃいませんので事務局から説明をお願いします。

事務局 説明をします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況雑地、登記面積431㎡、内転用面積431㎡、権利の種類は所有権有償・売買です。転用目的は工場及び駐車場115.93㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は10ページです。申請人は走瀉町に居住する自動車板金修理業を営む個人で、現在の工場が手狭になり土地を探していたところ、申請地が道路に面した土地で適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は平成元年より雑種地として利用しており、始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。

以上で議案第29号については、4件承認を得ましたので許可証の交付を行います。

次に議案第30号、農地利用集積計画の同意についてを議題とします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 13ページをお開きください。  
番号71番、借り手、貸し手、土地の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が376㎡で、平成29年8月1日から平成34年7月31日までの5年間の賃借権の設定であり、借賃は10アール当たり20000円となっております。  
続きまして番号72番、借り手、貸し手、土地の所在は議案書記載の通りです。地目田、面積が5185㎡で、平成29年8月1日から平成34年7月31日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり20000円となっております。  
続きまして下の表になりますけど、こちらが利用権設定状況の一覧表となっております。続きまして14ページをお開きください。こちらの左側のページが、今月の利用権設定表となっております。合計だけ読み上げますと、利用権の設定が5561㎡となっております。それと右側が、1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと、利用権の設定が256121㎡で、所有権の移転が6988㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、議案第30号については同意をいたします。以上で議案第30号については同意したことを市へ通知をいた

します。

次に報告 6 号, 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは報告します。番号 1 番, 解約農地は議案書記載の通りです。地目が田, 面積が 1 4 1 4 m<sup>2</sup>で, 賃貸人, 賃借人は議案書の通りで, 平成 29 年 6 月 19 日付で合意解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告 6 号の事務局の報告を終わります。以上で予定しました案件は全て承認いたしました。その他ですが, 事務局から皆様に連絡がありましたらよろしくをお願いします。

事務局 その他ということで, 事務局から連絡事項を申し上げますので, よろしくをお願いいたします。まず, くまもと農業・最適化推進運動という冊子, これは新委員さんにだけお配りしています。こちらは前委員からの引継ぎとなっておりますので, 外側の冊子がなく農業委員会活動記録簿のみお配りしている委員さんもあります, ご了承ください。活動記録簿は今日から活用していただきたいと思います。中を開けてもらうと 4 月, 5 月, 6 月と前の委員さんが記入されています。中には何も記入しておられない委員さんもおられますが, 皆さんの仕事内容が形として残りますし, 年度末には活動内容を実績として県に報告しなければいけないため, 些細なことでも結構ですので是非とも記録をお願いします。例えば, 総会への出席や農地の売買, 貸借, 転用, 農地の集積, 耕作放棄地関係, また農業者年金や農業新聞への加入, 農家相談や集会座談会, 戸別訪問, 地元での会議等の出席など農業委員・推進委員としての立場で活動された記録を書いて頂きたいと思います。

9～17 ページに活動記録簿の使い方や書き方が載っていますので目を通していただき, 特に 16, 17 ページの記入例を参考に記入をお願いします。それと年間活動計画表や年間スケジュールを書き込むところもありますので, 活用していただきたいと思います。続きまして, 白色の少し厚い冊子で, 農業委員会業務必携をお配りしています。ここに書いてあることは農業委員として知るべきことが大変わかりやすく書いてありますので, 必ず一読をお願いします。次に, 平成 29 年 7 月以降の総会日程をお配りしていますが, あくま

で予定ですので毎月、総会の1週間前に送付する議案書に同封して  
います開催通知にて、次回、開催日のご確認をお願いいたします。推進  
委員の方々については、総会での議決権はありませんが、総会に出席  
して意見を述べるができるとなっているため、今後、毎月の総会  
に出席していただくかどうかを検討した上で、進めていきたいと思  
います。

次に、農業委員及び推進委員、事務職員の慶弔規定についての承認に  
ついてですが、この中で1条から4条までありますけれども、平成2  
0年に第1条を改正しております。以前は20日以上入院だったのが、  
14日に変更になっています。これで良ければそのままで行きたいと  
思いますが、よろしいでしょうか。

次に、通知等で連絡しておりましたが、8月1日に小川町総合文化セ  
ンターで、1時半から4時半までの日程で新任農業委員、推進委員の  
研修会が開催されます。出席される委員さんは、市役所仮庁舎前に1  
2時半に集合願います。

また、本日、終了後、広報うとに委員紹介の記事を掲載するため写真  
撮影を行います。その後、解散となりますが6時から親睦会を開催し  
ます。場所は、宇土駅前の「海神 わだつみ」で会費の5,000円  
は、本日、徴収いたしますのでよろしくをお願いいたします。

最後に農業委員、推進委員の身分についてですが、皆さんは宇土市の  
特別職の非常勤職員となり、秘密保持の義務がありますので、委員と  
しての職務上で知り得た情報は外部に漏らさないようお願いいたし  
ます。総会資料についても個人情報に記載されているためお持ち帰り  
のないように願います。

私の方からは以上です。

## 事務局

それでは、私の方から報酬関係のお話をさせていただきます。

報酬は、年に2回、9月と3月に支払います。

一年分を半分ずつです。ただし、今年につきましては、皆様の任期の  
始まりから日割り計算してお支払しますので、9月にお支払する額は、  
2か月と10日程度になりますが、次の3月には、丸々半年分となり  
ます。

報酬に必要なものがありますので、次回の農業委員会総会時か、また  
はそれまでに事務局にもってきていただければと思います。

前回の農業委員から継続の方は必要ありません。今回新規の委員さん  
と、昔やってたけど前回はしていなかった方は持ってきていただきま

す。

必要なものを申し上げます。2つです。

一つ目は、印鑑，2つめは、通帳のコピーです。

印鑑は、認印でかまいませんので、農業委員会事務局のほうで委員の任期の間3年間預からせていただき、事務処理に使わせていただきます。なので、立派な印鑑は必要ありません。認印で結構です。

通帳は、報酬の振込み口座のものをお願いします。

原本をお持ちいただいてもかまいません。こちらでコピーしてお返しします。

また、市役所から、他の報酬とかをもらわれたことがある方は、登録が残っているかもしれませんのでお申し出ください。その場合は、通帳は、必要ありません。

もう一度申し上げます。次回の農業委員会総会までに、持ってきていただくものは、印鑑（認印）と通帳のコピーになります。

では、次に全国農業新聞とのおうねん、公務災害保険についてのお願いになります。

全国農業新聞は、全国農業会議が発行している週に1回の新聞になりますが、お手元にある農業会議からのお願い分もきておりますが、慣例として委員さん方には、とっていただくこととなっております。一か月700円，一年間で8400円になります。

また、のおうねんは、奇数月に年に6回発行されるものになりますが、こちらもお手元にあると思います。こちらは、金額が、299円の6回になります。一年間に1794円です。

もう一つあります。公務災害保険になります。これは、農業委員、推進委員の活動をされる中で、けがなどをされた場合の保険になります。年に2,000円になります。

これらの、農業新聞とのおうねんと公務災害保険は、慣例としていままでの農業委員さんにもお願いしておりますが、これまで同様でよろしいでしょうか。

では、次回の報酬から引かせていただくことになりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上になります。

田代議長 何か質問はありませんか。

事務局 質問もないようですので、佐美三副会長に閉会のご挨拶をお願いし

ます。

佐美三副会長      それでは、平成29年第7回宇土市農業委員会を閉会します。  
お疲れ様でした。

議                    長                    田代 洋一                    印

議事録署名人                    堀                    城                    印

議事録署名人                    谷山 次則                    印

総会終了後、熊本県農業会議から「農業委員会法改正」「農地制度等」について  
研修会を開催。(15:15～17:00)

講師：坂口事務局次長，近藤調査役